

福井県報

号外第21号
令和6年
3月26日(火)
火曜日発行

目次

(※は県例規集登載事項)

規則

- ※建築基準法施行細則および福井県公印規則の一部を改正する規則(二八・建築住宅課)……………二
- ※建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則および都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(二九・同)……………三

規則

建築基準法施行細則および福井県公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第二十八号

建築基準法施行細則および福井県公印規則の一部を改正する規則
(建築基準法施行細則の一部改正)

第一条 建築基準法施行細則(昭和四十七年福井県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(建築主事等の所管区域)

第二条 建築主事等の所管区域は、建築主事等が所属する土木事務所の管轄区域(福井市の区域を除く。)とする。

(工事監理経過の報告)

第十二条の二 工事監理者は、法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物で確認を受けたものの工事が、あらかじめ建築主事等の指定した工程に達したときは、当該建築物に係る工事の監理経過の状況を工事監理経過報告書(様式第八号)により建築主事等に報告しなければならない。

(建築主事の所管区域)

第二条 建築主事の所管区域は、建築主事が所属する土木事務所の管轄区域(福井市の区域を除く。)とする。

(工事監理経過の報告)

第十二条の二 工事監理者は、法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物で確認を受けたものの工事が、あらかじめ建築主事の指定した工程に達したときは、当該建築物に係る工事の監理経過の状況を工事監理経過報告書(様式第八号)により建築主事に報告しなければならない。

様式第一号の二から様式第四号までおよび様式第八号中「海嶺出冊」を「海嶺出冊」に改める。

第二条 福井県公印規則(昭和三十三年福井県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第一 職印(第二条関係)

別表第一 職印(第二条関係)

公印の種類		寸法 (単位センチメートル)	制式 ひな型	使用範囲	管守者
建築主事印	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

公印の種類		寸法 (単位センチメートル)	制式 ひな型	使用範囲	管守者
建築主事印	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後	改正前
<p>(適合証) 第二条 手数料条例別表第八号の表九十一の項の適合証は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 建築物の部分が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合するものとして、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関または建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関により交付された図書</p>	<p>(適合証) 第二条 手数料条例別表第八号の表九十一の項の適合証は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 建築物の部分が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合するものとして、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関または建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関により交付された図書</p>

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。